

1 1 月定例教育委員会会議 議事録

令和3年11月11日
午後3時30分開会
さんくす3番館4階大会議室

出席委員

西川俊孝教育長
安達友基子委員
和田光代委員

谷口学教育長職務代理者
福田知弘委員

欠席委員

飴野仁子委員

出席説明員

山下栄治学校教育部長
大江慶博教育監
長井浩学校教育部次長教育総務室長兼務
堀哲郎地域教育部次長放課後子ども育成室長兼務
野口晃正保健給食室長
大川雅博青少年室長
市川泉教育政策室参事
田中芳夫保健給食室参事
佐藤忍学校教育室参事・指導主事
坂原元一文化財保護課長
市場千嘉子青少年室参事青少年活動サポートプラザ所長兼務
山根正紀放課後子ども育成室参事
前田隆男青少年室主幹

道場久明地域教育部長
木戸誠理事（生涯学習担当）
木谷美香学校教育部次長学校教育室長兼務
植村誠教育政策室長
草場敦子教育センター所長
田中満明教育総務室参事
木村匡志教育政策室参事
荒木大輔学校教育室参事・指導主事
桑名裕子地域教育部参事
高橋真希地域教育部参事博物館長事務取扱
小川壽幸青少年室参事
平井健一教育政策室主幹

記録者

太田美紀教育政策室主幹

1 1 月定例教育委員会会議 議事録

午後 3 時 3 0 分 開 会

西川俊孝教育長

ただ今から 1 1 月定例教育委員会会議を開催いたします。

飴野委員は本日欠席されます。

署名委員に谷口教育長職務代理者を指名いたします。

記録者に太田教育政策室主幹を指名いたします。

本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。

植村誠教育政策室長

本日の傍聴席の設置可能数は 5 席でございます。現在の傍聴希望者数は 3 名でございます。

西川俊孝教育長

それでは、本日の傍聴は 5 名まで許可したいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、本日の傍聴は 5 名まで許可します。傍聴者の入室を許可します。

－ 傍聴者入場 －

西川俊孝教育長

それでは、日程第 1 報告第 2 7 号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

田中満明教育総務室参事

日程第 1 報告第 2 7 号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」御説明申し上げます。

本件は、令和 3 年 1 0 月 1 0 日付け及び 1 1 月 1 日付けの人事発令につきまして、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第 4 条第 2 項の規定に基づき臨時に代理いたしましたので、御報告申し上げるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の 3 ページをお願いいたします。

まず、1 0 月 1 0 日付け人事発令につきましては、市長事務部局兼任が解かれたことによる異動が 3 名でございます。

続きまして、中ほど、1 1 月 1 日付け人事発令につきましては、教育委員会事務局内異動となった者が 5 名、続きまして、最下段に掲げております 1 名につきましては、教育委員会事務局任命となった者でございます。

以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、報告第 2 7 号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、日程第 2 議案第 5 7 号「吹田市立図書館協議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第2 議案第57号「吹田市立図書館協議会委員の委嘱について」御説明申し上げます。

図書館協議会委員につきましては、令和3年11月30日をもちまして、現在委嘱しております委員10名全員の任期が満了となることから、現任委員の再任が8名、新たに委嘱の委員が2名、計10名につきましては、委嘱をしようとするものでございます。

恐れ入りますが、7ページの被委嘱者名簿を御覧ください。

まず始めに、10名の委員の選出区分でございますが、家庭教育の向上に資する活動を行う者が1名、社会教育関係者が2名、学校教育関係者が2名、学識経験者として5名、うち2名は一般市民からの公募委員でございます。

高田耕平様は、再任委員で、吹田市PTA協議会副会長をされており、吹田市PTA協議会より御推薦をいただきました。選出区分は、家庭教育の向上に資する活動を行う者でございます。

次に、選出区分、社会教育関係者の方ですが、久保圭子様は、再任委員で、吹田市青少年指導員会広報宣伝部長をされており、吹田市青少年指導員会より御推薦をいただきました。

飯田妙子様は、再任委員で、吹田子どもの本連絡会の会員で、吹田子どもの本連絡会より御推薦をいただきました。

次に選出区分、学校教育関係者の方ですが、武田正一様は、再任委員で、吹田市立豊津第二小学校の校長先生で、吹田市立学校校長会より御推薦をいただきました。

羽間博子様は、再任委員で、吹田市立南千里中学校の校長先生で、吹田市立学校校長会より御推薦をいただきました。

次に、選出区分、学識経験者の方ですが、岩本憲子様は、再任委員で、現在、大阪樟蔭女子大学非常勤講師をされています。

柴田英明様は、再任委員で、大阪府立中之島図書館ビジネス支援課長で、大阪府立中之島図書館より御推薦をいただきました。

瀬戸口誠様は、再任委員で、梅花女子大学文化表現学部教授で図書館学が御専門です。

木田具明様と山本恵美子様は、今期の公募の委員として、3名の応募の中から選考委員会で選考されたものです。

委員の任期につきましては、令和3年12月1日から令和5年11月30日までの2年間でございます。

今回の委嘱に伴います委員数は、女性5名、男性5名で計10名となります。

なお、図書館協議会につきましては、図書館法第14条の規定に基づき、図書館長の諮問に応じ、また意見具申などの職務を行うこととなっております。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしく御審議いただき、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

西川俊孝教育長
全委員
西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第57号「吹田市立図書館協議会委員の委嘱について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、日程第3 議案第58号「吹田市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

坂原元一文化財保護課長

日程第3 議案第58号「吹田市文化財保護審議会委員の委嘱について」御説明申し上げます。

議案書9ページを御覧ください。

吹田市文化財保護審議会は、吹田市教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議して、答申をいただくもので、審議会の委員は、文化財に関する知識及び経験を有する方でございます。

この度委嘱いたしますのは、令和3年11月30日の任期満了に伴います委員でございまして、委員10名のうち、委員3名の再任でございます。

恐れ入りますが、議案書11ページの被委嘱者名簿を御覧ください。

藤岡穰様は、日本美術史を御専門になされ、現在、大阪大学大学院の教授をされておられます。

魚島純一様は、文化財保存を御専門になされ、現在、奈良大学の教授をされておられます。

大上直樹様は、建造物を御専門になされ、現在、京都美術工芸大学の特任教授をされておられます。

以上3名でございます。

任期につきましては、令和3年12月1日から令和5年11月30日までの2年間でございます。

なお、今回の委嘱により審議会委員10名の男女比につきましては、男性9名、女性1名でございます。

簡単な説明でございますが、御審議いただき、原案どおり御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長
全委員

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第58号「吹田市文化財保護審議会委員の委嘱について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、日程第4 議案第59号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

西川俊孝教育長

高橋真希地域教育部参事博物館長事務取扱

日程第4 議案第59号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」御説明申し上げます。

この度委嘱いたしますのは、博物館協議会の公募委員2名が11月30日をもって任期満了となりますので、この委員2名について新たに博物館協議

会委員の委嘱をしようとするものでございます。

恐れ入りますが、15ページの被委嘱者名簿を御覧ください。

八代健志様と小田忠文様でございます。

八代様は3期目の委嘱で、小田様は新規の委嘱となります。

以上、2名の方でございます。

委嘱期間につきましては、令和3年12月1日から令和5年11月30日までの2年間でございます。

今回の委嘱によりまして、吹田市立博物館協議会委員の男女別委員数は、男性が10名、女性が2名で合計12名となります。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第59号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」を承認します。

次に、日程第5 議案第60号「吹田市学校規模適正化基本方針について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第5 議案第60号「吹田市学校規模適正化基本方針について」御説明申し上げます。

本方針は子供たちにとってより良い教育環境を作る観点から、小中学校の適正な学校規模や、課題解決の具体的な方策、今後の進め方等をお示するものでございます。

策定に至る背景として、本市は児童生徒数の増加により、学校規模が過大となるとともに、教室不足が見込まれるため、校舎の増築や特別教室等から普通教室への転用が必要な学校がある一方で、地域的には小規模となる見込みの学校も見られるなど、児童・生徒の教育環境に対する課題がございます。

また、義務標準法の改正による35人学級編制により、学校規模の課題が更に深刻化していることから、吹田市立学校規模等検討委員会の答申を踏まえまして、本基本方針を作成しようとするものでございます。

策定に先立ちまして、本基本方針の素案をパブリックコメントにかけ、意見募集をしたところ、93通、156件の御意見を頂きました。

主な御意見は、少人数学級に係る御意見や、市が大規模な住宅開発を容認していることへの御意見、あと校舎の増築やプレハブ設置で対応すべきとの御意見、保護者等への丁寧な説明が必要であるといった御意見、通学区域の見直しに賛成若しくは反対するといった御意見でございました。

頂きました御意見に基づき、支援学級数等の推移や、学校規模の分類等につきまして、文章を追加及び修正させていただきました。

それでは、本基本方針の概要を御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の22ページを御覧ください。

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長
全委員

西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

木村匡志教育政策室参事

第1章、本市の現状と今後の見通しですが、こちらでは人口の推移と将来推計、児童生徒数及び学級数の推移等を、グラフを使用しながら、お示ししてございます。児童生徒数が今後10年ほど増加傾向であること、また支援学級や留守家庭児童育成室が増加傾向にあるといったこととございます。

次に、議案書25ページを御覧ください。

第2章、小・中学校の適正な学校規模と課題解決の具体的方策でございます。こちらでは、適正な学校規模に関する基本的な考え方、学校規模の分類及び、課題解決を図るべき範囲として、26ページから28ページにかけて、課題解決の具体的な方策をお示ししております。

基本的な考え方は、子供たちにとってより良い教育環境を作る観点から、学校規模等について考えていくこととしており、学校規模の分類は、過大規模校、準過大規模校、大規模校、標準規模校、小規模校、過小規模校の6つに分類しております。

6つの分類のうち、過大規模校と過小規模校につきましては、速やかに課題解決を図るべき範囲としており、準過大規模校は、過大規模校に準じて検討すべき範囲とさせていただきました。

課題解決の具体的な方策は、過大規模校、過小規模校ともに、まず通学区の見直しを検討し、それが困難な場合には他の方策を検討するということとしております。

次に、29ページを御覧ください。

第3章、今後の進め方としまして、実施計画の策定や、少人数学級の検討等をお示ししております。

課題解決に係る具体的な方策等をお示しする実施計画は、来年度中に策定する予定でございます。

また、少人数学級の検討につきましては、将来的な小学校30人学級編制や、中学校35人学級編制を視野に入れて検討することとしております。

最後に、30ページから35ページにかけて、参考資料をお示ししてございます。

以上、簡単な御説明ではございますが、よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

これから保護者に対して説明会等を行われる場合、その時期はいつごろになりそうか、今の時点でわかる範囲で結構ですので、説明してください。

あくまで現時点での想定でございますが、令和4年度9月か10月頃に、実施計画の素案をパブリックコメントにかける予定で考えております。

その段階で、パブリックコメントと並行して、地域の保護者等に説明会を開ければと、現時点では考えております。

通学区域の見直しの実施は何年後になる予定ですか。

先ほど同様、あくまで今の想定といえますか、予定でございますが、令和4年度中に実施計画を策定して、実際に通学区域の見直しは、実施する場合には令和6年4月に行うことを考えております。

西川俊孝教育長
安達友基子委員

木村匡志教育政策室参事

和田光代委員
木村匡志教育政策室参事

西川俊孝教育長

通学区域の見直しを実施する場合は、令和6年の4月から区域が変わるといことですね。

木村匡志教育政策室参事

そのとおりでございます。

福田知弘委員

27ページの学校規模の適正化方策のイメージで、たくさん可能性の図が描かれているのですが、いろいろなパターンがあればあるほど、わからなくなるというか、一般の市民の方、保護者の方は、ちょっと不安に思われるところもあると思うのですが、方策を決める時には、何かよりどころというか、判断基準があって決められると思うのです。

そのあたりどういう根拠をお持ちかというところを、まだ検討中かもしれないのですが、説明していただければと思います。

木村匡志教育政策室参事

これから各学校において、学校規模の適正化に向けて、通学区域の見直しをするのかどうするのかといった具体的な方策を検討させていただいて、その検討結果を実施計画にまとめさせていただこうと思っております。

その実施計画で、なぜこういう手法を取ったのかとかそういったところを、児童生徒数の推計等、客観的な数字をお示ししながら、その手法をとった御説明等をさせていただこうと思っております。

谷口学教育長職務代理者

35人学級にしなければならないことは1月に決まっていますから、それは大前提で話していくのですけれども、子供たちにとって良い環境というだけではなく、教職員にとっても良い環境、いろいろなことを考えていくと、30人学級も視野に入れていかなければいけないと思うわけです。

35人学級でも、実質35人を超えてしまうケースも出てくるのは御存じのとおりですから、そういったことも含めて30人学級ということに対して、どのように考えているのか、実現性があるのかないかを、説明してください。

木村匡志教育政策室参事

少人数学級につきましては、児童一人ひとりに教員の目が届いて、より丁寧なきめ細やかな指導に繋がるものと認識してございます。

ただ、本市の状況としましては、先ほども申し上げましたとおり、児童生徒が増加して、教室不足が見込まれておる状況で、全学年30人学級にするだけの教室を保有していないのが実情でございます。

ただ、例えば特定の学年のみを実施するなどの余地はあるのかと考えておりまして、そういったところを見据えて今後シミュレーション等で検討をしていきたいと考えております。

谷口学教育長職務代理者

現在、小学校1年生・2年生に関しましては、35人学級編制になっています。そのうえで、本市ではスターター等を入れるなど、非常に手厚くなっています。ということは、逆に言えば、子供たちの数が少ない教育環境が必要だということだと思っております。

全学年がすぐには無理にしても、最終的には、吹田も子供たちの数が減っていくような状態になるわけですから、できれば30人学級の実現をある程度視野に入れた形で検討されて、保護者等の御意見、あるいは教職員の意見も踏まえて、教育環境を良くするということが、非常に大切なことですので、検討していただければありがたいと思うのですが、どうでしょうか。

木村匡志教育政策室参事

委員のおっしゃるように、例えば小1・小2だけとか、どこまでできるかというのは今後シミュレーションをしながら、なるべく吹田市の子供のためになるような教育環境を構築したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

西川俊孝教育長

他に御意見はございませんか。

西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第60号「吹田市学校規模適正化基本方針について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、日程第6 議案第61号「教育機関の敷地の変更について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

平井健一教育政策室主幹

日程第6 議案第61号「教育機関の敷地の変更について」御説明申し上げます。

議案書37ページをお願いいたします。

本件は、令和3年11月15日に完成予定であります吹田市立千里第二小学校の増築校舎の完成に伴い、隣接しております吹田市シルバー人材センターの敷地の一部を千里第二小学校に、あわせて千里第二小学校の敷地の一部をシルバー人材センターへ、それぞれ所管替えを行うものでございます。

なお、シルバー人材センターの敷地は、吹田市福祉部が所管しているものでございます。

恐れ入りますが、39ページの図面をお願いいたします。

本図面は千里第二小学校の縮尺図となっております。

本校舎の北側、網掛の部分ですけれども、そこに現在増築工事を実施しておりまして、完成後は教室等の確保に加えまして、給食調理室が移転することになっております。

また、本図面の四角で囲っている部分が今回所管替えを行う場所になっておりまして、拡大したものを、次のページにお示しさせていただいております。

恐れ入りますが、次のページをお願いいたします。

増築棟の完成に伴いまして、給食関係車両の駐車場所を従来の場所から増築棟へ変更いたします。

また、ごみ庫も増築棟側に移転することに伴いまして、ごみ収集車などの関係車両の動線の確保が必要になってまいります。

そのために、濃い網掛けの部分で示しておりますシルバー人材センターの敷地を千里第二小学校に変更いたします。

一方で、シルバー人材センターの敷地だった部分につきましては、駐輪場が当時設置されておりましたので、新たに駐輪場の敷地を確保するため、薄い網掛けの部分であります千里第二小学校の敷地部分を同センターへ変更するものでございます。

次のページは、シルバー人材センター及び千里第二小学校のそれぞれの所

管替え前後の敷地面積をお示ししたものでございます。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしく御審議いただき、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長
全委員

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第61号「教育機関の敷地の変更について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、日程第7 吹田市議会の議決を経るべき事件の議案について、議案第62号「吹田市自然体験交流センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

小川壽幸青少年室参事

日程第7 議案第62号「吹田市自然体験交流センターの指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

議案書の43ページを御覧ください。

吹田市自然体験交流センターにつきましては、令和4年3月31日で5年間の指定期間が終了することから、指定管理者候補者選定委員会を設置し、審査を行ってまいりました。そして、10月15日に開催いたしました第2回選定委員会にて指定管理者候補者を選定いたしましたので、11月市議会への議案提出に当たり、教育委員会会議での御承認を得ようとするものでございます。

恐れ入りますが、45ページを御覧ください。

こちらは、11月市議会に提出する予定の議案書です。

指定管理者候補者として選定されたのが、一般財団法人大阪市青少年活動協会です。

指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

続きまして、48ページを御覧ください。

4の管理経費の提案額では、指定管理者候補者が提案した管理経費の額を年度ごとにお示ししています。

なお、指定管理料の額は、年度ごとに予算の範囲内で市と指定管理者が締結する年度協定書で定めるものとしております。

5の(1)募集の経過としましては、募集要項等の公表を7月26日から8月31日までの間に行い、現地施設案内を8月10日に実施し、5団体が参加しました。応募書類の受付は、8月23日から8月31日まで行い、2団体から応募がありました。

(2)選定の経過としましては、第1回選定委員会を7月15日に、第2回選定委員会を10月15日に開催しました。

続きまして、7の(1)選定方法としましては、募集要項に定める応募資格を満たしていることを確認したうえ、申請者から提出された事業計画書等について、書類審査及びヒアリング審査を実施し、選定基準に基づき各選定委員が選定を行いました。過半数以上の選定委員が、100点満点中60点

以上と採点することを選定条件とし、委員の過半数が第一位と評価したものを指定管理者候補者として、次の順位のことを次点者としてしました。

そして、(2) 選定結果ですが、すべての選定委員の採点結果が60点以上であり、選定条件を満たしていることから、一般財団法人大阪市青少年活動協会を指定管理者候補者、もう一団体を次点者として選定いたしました。

50ページには、指定管理者候補者の選定委員による採点結果を一覧表にして添付しております。左から、選定基準、評価項目、配点、委員となっておりまして、アイウエオとあるのが各選定委員で評点が縦に記載されておりますので、御参照ください。

今後の予定としましては、本日御承認いただきましたら、11月市議会に提案、御審議いただくこととしております。

以上、簡単ではございますが、御審議いただき、原案どおり御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第62号「吹田市自然体験交流センターの指定管理者の指定について」を承認します。

次に、議案第63号「吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザの指定管理者の指定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第7 議案第63号「吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザの指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

議案書の53ページを御覧ください。

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザにつきましては、令和4年3月31日で5年間の指定期間が終了することから、指定管理者候補者選定委員会を設置し、審査を行ってまいりました。そして、10月8日に開催いたしました第2回選定委員会にて指定管理者候補者を選定いたしましたので、11月市議会への議案提出に当たり、教育委員会会議にて御承認を得ようとするものでございます。

恐れ入りますが、55ページを御覧ください。

こちらは、11月市議会に提出する予定の議案書です。

指定管理者候補者として選定されたのが、一般財団法人大阪市青少年活動協会・東京海上日動ファシリティーズ株式会社共同事業体でございます。

指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

続きまして、59ページを御覧ください。

こちらは、議案参考資料でございます。

項目4の管理経費の提案額では、指定管理者候補者が提案した管理経費の額を年度ごとにお示ししています。

なお、指定管理料の額は、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が締結する年度協定書で定めるものとしております。

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長
全委員
西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

市場千嘉子青少年室参事
青少年活動サポートプラザ所長兼務

項目5の(1)募集の経過としましては、募集要項等の公表を8月16日から9月22日までの間行い、現地施設案内を8月23日に実施し、4団体が参加しました。応募書類の受付は9月15日から9月22日まで行い、1団体から応募がありました。

(2)選定の経過としましては、第1回選定委員会を7月29日に、第2回選定委員会を10月8日に開催しました。

続きまして、60ページを御覧ください。

項目7の(1)選定方法としましては、募集要項に定める応募資格を満たしていることを確認したうえ、申請者から提出された事業計画書等について、書類審査及びヒアリング審査を実施し、選定基準に基づき各選定委員が採点を行いました。今回、応募が1団体でしたので、過半数以上の選定委員が、200点満点中、120点以上と採点することが選定条件となります。

そして、(2)選定結果ですが、すべての選定委員の採点結果が120点以上であり、選定条件を満たしていることから、一般財団法人大阪市青少年活動協会・東京海上日動ファシリティーズ株式会社共同事業体を指定管理者候補者として選定いたしました。

続きまして、61ページを御覧ください。

指定管理者候補者の選定委員による採点結果を一覧表にして添付しております。左から、選定基準、評価項目、配点、委員となっております。アイウエオとあるのが各選定委員でございます。各委員の評点が縦に記載されておりますので、御参照ください。

今後の予定としましては、本日御承認いただきましたら、11月市議会に提案、御審議いただくこととしております。

以上簡単ではございますが、よろしく御審議いただき、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

西川俊孝教育長
和田光代委員

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

採点集計表の3番の②と③、「施設の稼働率を上げるための広報活動や効果的な取り組み」と「市民の平等な使用の確保」のところで、採点が全体から比べたら低くなっていると思うのですが、低い採点の項目は、こちらの方から取り組みや市民の平等な使用の確保について、もう少し見直して欲しいということは働きかけるのでしょうか。

市場千嘉子青少年室参事
青少年活動サポートプラザ所長兼務

③「市民の平等な使用の確保」の6点というところなのですが、この点数が今回の評価の基準では普通となります。この項目では、貸室の申込について現在予約システムを使用しており、複数になりましたら抽選を行いますので、なかなか指定管理者の裁量が働きにくいというところで、普通の6点という採点であったと思っております。

和田光代委員

それが普通であれば、評価がもうちょっと高くても良かったのかと思うのですが、6点とか、5点満点のところの3点の評価ということは、何かもうちょっと方法があるのかと思ってしまう。

市場千嘉子青少年室参事
青少年活動サポートプラザ所長兼務

委員のおっしゃるとおり、10点満点中6点というところで、やや低いのかという感じがするのですが、ただ利用者の方からは、使用されるたびに利

用者アンケートを行ったりとか、年2回の利用者懇談会を開催しますので、その際に御意見や要望を頂戴いたしまして、運営の方には反映させる仕組みを作っておりますので、そちらで利用者さんのニーズに対応することができると思っております。

福田知弘委員

この夢つながり未来館は山田駅前の複合施設ですが、今回、指定管理をされる範囲というのは、全館になるのでしょうか。それとも、全館のうちの一部になるのでしょうか。

市場千嘉子青少年室参事
青少年活動サポートプラザ所長兼務

未来館の施設管理、清掃とか警備とか、そういったところは未来館全体になります。

未来館には、私ども青少年活動サポートプラザと、のびのび子育てプラザ、そして山田駅前図書館という3つの施設がございます。

その中の青少年活動サポートプラザにおける交流支援業務を指定管理者の業務に入れております。施設管理は全体なのですが、ソフトの部分は青少年活動サポートプラザの部分となっております。

西川俊孝教育長

他にございませんか。

西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第63号「吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザの指定管理者の指定について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、日程第8 教育長報告を議題とします。

内容は、「吹田市留守家庭児童育成室条例の一部を改正する条例の制定について」及び「吹田市立留守家庭児童育成室の運営業務委託の拡大及び委託候補育成室の選定について」です。

事務局の説明を求めます。

山根正紀放課後子ども育成室参事

教育長報告といたしまして、「吹田市留守家庭児童育成室条例の一部を改正する条例の制定について」及び「吹田市立留守家庭児童育成室の運営業務委託の拡大及び委託候補育成室の選定について」御説明申し上げます。

はじめに、「吹田市留守家庭児童育成室条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

議案書の65ページをお願いいたします。

改正案の内容につきましては、67ページの現行・改正案対照表も合わせて御覧ください。

条例第2条、名称及び位置の第28号の規定におきまして、吹田市立千里丘北留守家庭児童育成室の移転に伴い、位置を改正するものでございます。

本件につきましては、来る令和3年11月市議会におきまして、提案を予定しているものでございます。

次に、「吹田市立留守家庭児童育成室の運営業務委託の拡大及び委託候補育成室の選定について」御説明申し上げます。

議案書の69ページをお願いいたします。

吹田市立留守家庭児童育成室の運営業務委託につきましては、指導員の人材確保と、事業の質の維持・向上を図りながら、対象学年の拡大を実現する

ことを目的として、12か所の業務委託を進めてまいりました。

しかしながら、増加する入室児童を受け入れるに当たって、直営指導員の欠員が続いており、現状で40人を超える指導員が不足しております。今後、待機児童を最小限に抑えるためには、指導員確保が引き続き必要であることから、おおむね8か所の育成室の運営業務委託をさらに進めていこうとするものです。

次の70ページをお願いいたします。

今後進めていく業務委託の条件などを、これまでと比較した表となっております。

上から順に説明させていただきますと、アの業務委託を進める目的はこれまでと変更はありません。

また、イの委託業務内容につきましても、運営のみを委託しますので、実施責任は引き続き吹田市となります。条件といたしまして、開室時間の延長を実現するため、これまで延長保育を午後7時までとしていたことに加え、学校の長期休業中は午前8時からの開室を条件としています。

ウの事業者の条件と、エの事業者の選定方法等につきましては、変更はございません。

オの委託候補育成室の選定基準と、カの業務委託の進め方につきましては、次ページでも詳しく記載しておりますが、3つの選定基準に基づき、その時点でふさわしい育成室を年次的に選定してまいります。

カの業務委託の進め方及びキの引継ぎ期間につきましては、次の71ページをお願いいたします。

指導員の欠員解消は喫緊の課題であるため、早急に業務委託を進めることが望ましいものの、応募事業者がなければ保護者に負担だけを強いる結果となることや、業務委託後の保護者への対応などを丁寧に行うため、原則、令和5年度から毎年2か所ずつ業務委託を進め、おおむね4年間での指導員の欠員解消を目指してまいります。

また、幅広い事業者からの応募があるように、事業者募集は、業務委託する前年度当初に行います。このことによりまして、引継保育に十分な時間をかけることができ、保護者の不安解消にもつながると考えております。

次の72ページをお願いいたします。

上の表は、令和5年度から令和8年度まで業務委託を進める前提で、今後の入室児童数の推計から、必要となる直営指導員数の見込みを年度ごとに表しており、令和8年度に現在の指導員数を下回り、欠員を解消できるものと考えております。

最後に、令和4年度に委託事業者を公募する予定の育成室として、吹二育成室と、山二育成室の2か所を選定いたしました。保護者の皆様へは既に通知をしており、12月上旬を目途に保護者説明会を開催する予定で進めております。なお、来年度の入室申請をしている新1年生に対しても案内をさせていただき予定としております。

本件に係る予算につきましては、令和4年2月市議会におきまして、提案

を予定しているものでございます。

御報告は以上でございます。

西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

谷口学教育長職務代理者

千里丘北留守家庭児童育成室の住所が変わったということですが、これは学校の外に出たことになるのですか。

山根正紀放課後子ども育成室参事

千里丘北小学校につきましては今後児童数が増えるという見込みが出ており、小学校の隣接地を借用しまして、その隣接地に新しい施設を建てるということで、工事を今進めております。

谷口学教育長職務代理者

今まで留守家庭児童育成室が、隣接しているにしても学校の外に出たケースはありますか。

山根正紀放課後子ども育成室参事

学校の敷地外ということでは、今回が初めてのケースとなります。

谷口学教育長職務代理者

学校から育成室に行くに当たっての道路の安全確保はできているのですか。

山根正紀放課後子ども育成室参事

基本的に我々も学校の敷地内ということでこれまでも検討しておったところですが、やはり敷地内が、運動場が狭くなるだとか、そういったこともございまして、今回は隣接地に建てるという計画を立てております。

これに伴いまして、隣接地でありますけれども、やはり、一度学校から出て育成室に通うということがございますので、そこに安全管理というところで警備員などを配置できないかどうかというところは、今現在は検討しているところでございます。

谷口学教育長職務代理者

初めて学校の外に出なければならないというケースです。特に今、子供たちの安全というのはやっぱり一番大事なことで、警備員等も含めて検討していかないといけません。道路で何かあっては困ります。また検討をお願いします。

学校の外へは正門から出るということですか。

山根正紀放課後子ども育成室参事

ルートにつきましてはこれからの検討にはなりますが、基本的には正門から出て、育成室に通うということを想定しております。

西川俊孝教育長

他にございませんか。

西川俊孝教育長

御意見がないようですので、教育長報告を終わります。

植村誠教育政策室長

恐れ入りますが、追加議案を提出させていただきたいと存じますので、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

西川俊孝教育長

ただ今、追加議案の提出の申し入れがされましたが、議題とすることに御異議ございませんか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認めます。

それでは、追加議案につきまして、追加日程第1から第3として議題とすることといたします。

それでは、議案を配布してください。

－ 追加議案書配布 －

西川俊孝教育長

それでは、追加日程第1 報告第28号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を議題とします。

田中満明教育総務室参事

事務局の説明を求めます。

追加日程第1 報告第28号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」御説明申し上げます。

本件は、令和3年11月10日付けの人事発令につきまして、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時に代理させていただきましたので、御報告申し上げるものでございます。

恐れ入りますが、追加議案書の3ページをお願いいたします。

11月10日付け人事発令につきましては、市長事務部局との兼任が解かれたことによる異動が1名でございます。

以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、報告第28号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、追加日程第2 吹田市議会の議決を経るべき事件の議案について、議案第64号「訴訟上の和解について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

野口晃正保健給食室長

追加日程第2 議案第64号「訴訟上の和解について」御説明申し上げます。

追加議案書7ページを御覧ください。

本件は、教育事務に関し市長が議案を作成するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定によりまして、御意見をいただくものでございます。

訴訟の概要でございます。

本件は、平成31年3月27日、大阪地方裁判所に訴訟が提起されたものでございます。

原告は吹田市にお住まいの方でございます。

概要につきましては、吹田市立・・・小学校在学中にシックスクール症候群を発症した原告が平成21年に吹田市立・・・中学校に進学する際、同中学校が原告の頭痛、発疹等の症状への配慮について同小学校から引継ぎを受けていたにもかかわらず、適切な対応をしなかったため、これらの症状が頻発し、学校生活や日常生活に支障をきたし、精神的苦痛、治療費の負担等の損害が発生したとして、原告が本市に対し、安全配慮義務違反に基づく賠償金6,941,075円等の支払を求めていたものでございます。

本市は顧問弁護士に法定代理人を依頼し、令和元年5月20日から弁論が開始され、令和2年11月4日に裁判所から1,563,640円の金銭債務の支払い等を義務づける内容の和解案を提示いただきましたが、司法の場で解決することとし、和解をいたしませんでした。

その後、証人尋問等を経て、令和3年10月20日に裁判所から再度の和

解案が示されました。

和解条項といたしましては、次の4点でございます。

1点目は、被告吹田市は、原告に対し、今後、学校施設の設置及び管理において、大阪府作成の「子どもにも配慮したシックハウス対策マニュアル」を十分に活用して、教職員の研鑽を含め同種の事案の再発防止に努めることを約束すること。

2点目は、原告は本件請求を放棄すること。

3点目は、原告及び被告吹田市は、原告と被告吹田市の間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認すること。

4点目は、訴訟費用は各自で負担することでございます。

これらの内容で、相手方とも基本合意が整ったところでございます。

和解によりまして、本市に新たな法的な義務や負担が生じることが一切ないこと、また、本件紛争の早期解決を図ることができることから、先の4点の和解条項をもって和解に応じてはと考えております。

今後の手続きといたしまして、11月定例市議会に和解の議案を提案させていただき、議決をいただきましたら、12月23日に予定されております裁判期日で和解をする予定でございます。

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第64号「訴訟上の和解について」を承認します。

次に、追加日程第3 教育長報告を議題とします。

内容は、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」です。

まずは、学校教育部から説明してください。

追加日程第3 教育長報告としまして、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」御報告申し上げます。

まず学校教育部より、小中学校における10月6日以降の教育活動について、口頭にて御報告させていただきます。

小中学校における10月中に確認されました新規感染者は、全部で8名となりました。11月に入りましても、確認は0名と感染状況が落ち着いている状況は継続しております。

各校では、時間短縮に配慮しながらグループ活動等も取り入れ、子供同士が意見交流を行うなど、感染対策を講じながらではありますが、通常に近い形での教育活動を実施しております。

行事につきましても、運動会・体育大会は、競技種目や応援の方法など、安全面での様々な工夫をしたうえで、実施しております。保護者の皆様にも御子様の様子を御覧いただけますよう、学校の規模や運動場の広さ等に応じて、日にちや時間を分けて学年別に実施したり、密を避ける対策を考え、ほとんどの学校で実施をしております。あと3校を残すのみでございます。

また、心配されておりました修学旅行や林間学習など宿泊行事も、10月5日に出発した中学校をはじめとしまして、中学校では17校が修学旅行を

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長
全委員
西川俊孝教育長
西川俊孝教育長

木谷美香学校教育部次長学校教育室長兼務

無事に終わることができました。小学校では、修学旅行を26校、林間学習を18校が終えたところでございます。今週以降11月末にかけても毎日のようにどこかの学校が出発いたしまして、12月上旬で修学旅行は全て終了予定でございます。林間学習は、一部1月から2月にかけて予定されている学校もございます。

実施できる活動の幅は広がっておりますが、感染リスクはゼロにはなっていないことから、引き続き、感染防止対策を継続のうえ、安全に配慮した教育活動を実施してまいります。

また、課外クラブ・部活動につきましても、感染予防ガイドラインを遵守のうえ活動を再開しております。公式大会だけでなく練習試合や合同練習等も実施しております。長期に渡る制限の影響が懸念されましたが、現在のところ、大きな事故や怪我の報告もなく、各校で児童・生徒の様子を把握しながら、徐々に体を慣らし、活動を行っている状況でございます。

続いて、地域教育部から説明してください。

地域教育部からは施設の開館状況について御報告させていただきます。

追加議案書の13ページを御覧ください。

10月21日の大阪府、翌22日の市の新型コロナウイルス対策本部会議におきまして決定を受けたものでございます。

改正点だけをお伝えさせていただきます。

1番の地区公民館及び6番の青少年活動サポートプラザにつきましては、これまで開館時間を制限しておりましたけれども、通常どおり22時までの開館としてございます。なお、人数制限につきましては、大阪府の要請に従いまして一定制限を加えたものでございます。

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

御意見がないようですので、教育長報告を終わります。

それでは、これをもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、11月定例教育委員会会議を閉会いたします。

西川俊孝教育長

堀哲郎地域教育部次長
放課後子ども育成室長兼務

西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

閉会 午後4時29分